

平成 30 年 7 月 4 日

## グレーゾーン解消制度に係る事業者からの照会に対し回答がありました ～美容師による顔そりサービスの取り扱いについて～

産業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」について、経済産業省所管の事業分野の企業からの照会に対して、回答がありました。

### 1. 「グレーゾーン解消制度」の活用結果

今般、美容所において、美容師を雇用し、女性客に対して化粧とそれに伴ううぶ毛剃り（頬や額を含む顔全体）を行わせるサービスを行うことを検討している事業者より、当該サービスが美容師法第二条の「美容」に該当し、当該サービスを美容師が業として行うことができるかについて照会がありました。

規制を所管する厚生労働省に確認した結果、以下の回答がなされました。

- ・照会書に記載の事業内容については、「メイク&シェービングサロン」と謳い「シェービング」を強調して行う事業であり、「軽い程度の顔そり」を超えたサービスを求める顧客を誘引することで、その結果、「軽い程度の顔そり」を超えた顔そりが提供される可能性がある。
- ・提供されるサービスが「軽い程度の顔そり」を超えた場合には、その行為は理容に該当する。

参考

○理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)(抄)

第一条の二 この法律で理容とは、頭髮の刈込、顔そり等の方法により、容姿を整えることをいう。

第六条 理容師の免許を受けた者でなければ、理容を業としてはならない。

○理容師法の運用に関する件(昭和二十三年十二月八日、衛発三八二号)(各都道府県知事宛厚生省公衆衛生局長通知)(抄)

理容師法の運用については、しばしば通牒したところであるが、なお、左記事項留意の上その万全を期されたい。

三 化粧に附随した軽い程度の「顔そり」は化粧の一部として美容師がこれを行ってもさしつかえない。

### 2. 「グレーゾーン解消制度」の概要

産業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」は、事業に対する規制の適用の有無を、事業者が照会することができる制度です。

事業者が新事業活動を行うに先立ち、あらかじめ規制の適用の有無について、政府に照会し、事業所管大臣から規制所管大臣への確認を経て、規制の適用の有無について、回答するものです(本件の場合、事業所管大臣は経済産業大臣、規制所管大臣は

厚生労働大臣となります)。

(本発表資料のお問い合わせ先)

商務情報政策局サービス政策課サービス産業室長 宮下

担当者: 中村、角

電話: 03-3501-1511(内線 4021~6)

03-3580-3922(直通)

03-3501-6613(FAX)

(本制度のお問い合わせ先)

大臣官房参事官(経済政策担当) 蓮井

経済産業政策局産業構造課 担当者: 三牧

電話: 03-3501-1511(内線 2531~5)

03-3501-1626(直通)

03-3501-6590(FAX)